

## 付録2 よくある質問 (FAQ)

### (1) タイへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

日本にはタイ投資委員会 (Board of Investment : BOI) の海外事務所が2カ所あります。東京事務所は日本国内全域からの問い合わせに対応しますが、タイ王国大阪総領事館内にある大阪事務所は、関西地方や四国地方の窓口となっています。

#### ■ BOI 東京事務所

所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウェスト 8F

電話：03-3582-1806      E-mail：tyo@boi.go.th

#### ■ BOI 大阪事務所

所在地：〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル 7F

電話：06-6271-1395      E-mail：osaka@boi.go.th

### (2) 日系企業の進出が多い地域では、現在どのような投資優遇がありますか？

現在のタイの投資優遇策は、タイ投資委員会 (BOI) が2022年11月4日に発表した2023年から2027年を対象とする新たな5カ年投資促進戦略を基に、2023年1月より実施されています。この戦略に基づいて示された投資奨励策の内容は以下のとおりです。

- ① 国家発展に重要なターゲット産業への投資奨励措置
- ② 競争力創出のための投資奨励措置
- ③ 既存の事業拠点の継続・拡大のための投資奨励措置
- ④ ビジネス拠点移転を奨励する措置
- ⑤ 新型コロナウイルスの影響等からの経済回復のための投資刺激措置
- ⑥ スマート、サステナブル産業を推進する奨励措置
- ⑦ 中小企業向け投資奨励措置
- ⑧ ターゲット地域 (経済特区等) への投資奨励措置

特に、①国家発展に重要なターゲット産業には、バイオ・循環型・グリーン (BCG) 経済やデジタル分野等、新産業への投資誘致が盛り込まれています。

また、恩典の手厚さを示す等級も、旧制度での最上位『A1（法人税 8 年免除）』の上に、新たに『A1+』を追加されました。サプライチェーンの川上に位置する産業で、かつ高度技術／イノベーションを導入、教育機関との技術提携を行う事業に対しては、10～13 年の法人税免除恩典が付与されることとなっています。

また、2018 年 5 月には「東部経済回廊（Eastern Economic Corridor : EEC）特別法」が施行されました。日系企業の多くは、バンコク首都圏、中部地方のアユタヤ、北部地方のチェンマイ、東部地方の 3 県（チョンブリー、ラヨー、チャチュンサオ）に拠点を構えています。EEC 特別法は、東部 3 県を特区に指定し、大規模なインフラ基盤整備と先端産業の誘致を目指しています。

進出企業は、投資地域と投資事業内容を基に、法人所得税の免除期間が受けられます。最も投資優遇が厚いのが、EEC 内の特別区（EECi : イノベーション特別区、EECd : デジタルパーク・タイランド、EECa : 東部航空都市）への入居で、バイオ、ナノ、先端技術、デジタルの各テクノロジーの事業を行う場合です。このケースでの法人税免除期間は 13 年間で、免除額の上限もありません。

このほか、投資優遇を受けられる産業には、①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥自動化機械・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル経済、⑩医療ハブ、⑪教育、⑫国防、の 12 産業があります。また、EEC 内の 21 ヲ所の指定工業団地は、EEC 特別区より優遇内容は若干劣りますが、その他の工業団地よりも厚い優遇が付与されます。

### (3) タイでは BOI の恩典以外に、財務省が恩典を付与していると聞いたことがあるのですが、それらを併用することはできますか？

BOI の恩典とタイ財務省（Ministry of Finance : MoF）の恩典を併用することはできません。

BOI と MoF がそれぞれ恩典を用意している例として、「フードイノポリス（Food Innopolis）」が挙げられます。フードイノポリスとは、食品ラボや研究開発（R&D）を含む事業を展開する企業を入居対象とした研究団地のことです。

BOI では、フードイノポリスに立地する企業に対して、8 年間の法人所得税の免除と、それに加えて 5 年間の法人所得税の減税（50%）、機械に係る輸入税免除を付与しています。

他方、MoF では、特に重要性が高いと認められた次世代産業に対して、売上高に対する上限はありますが、R&D 費用の 300%までを所得控除することを認めています。ただし、2017 年 1 月のフードイノポリスへのヒアリングでは、R&D 費用の適用範囲については明確なガイドラインは示されていないとのことでした。

このため、損金算入の適用可能範囲（R&D にかかる消耗品、研究者の人件費等）によっては、BOI と MoF のいずれの恩典が魅力的かは異なってくると予想されます。当該制度を活用するにあたっては税務面の確認が必須と言えるでしょう。

#### (4) タイでは麻薬が横行しているとの先入観があるのですが、労務面で気を付けるべきことにはどのようなことがあるのでしょうか？

かつて、タイ、ミャンマー、ラオスの国境付近は「黄金の三角地帯」と呼ばれ、ケシの栽培や交易が盛んでしたが、非政府組織（Non Governmental Organization : NGO）、タイ王室プロジェクト等によって茶やコーヒー等の代替作物の生産に切り替えられ、現在のタイ国内ではケシ畑はほとんどみられなくなったといわれています。

しかし、残念ながら、タイでは職場に麻薬の常習者がいるケースは少なくありません。このため、従業員数の多い日系企業では、麻薬の抜き打ち検査を実施していると聞きます。近年では検査機器が進化して、検査時間の短縮化や検出精度の向上につながっているとのこと。2016年11月に取材した際、薬物検査を実施している企業のほとんどが尿検査で行っていましたが、2019年3月の取材では、汗を採取して検査するシールタイプの利用が多かったです。ヒアリングによると、汗の場合は、薬物摂取から一定程度の期間内であれば陽性反応がでるようです。尿検査の場合は検査当日に欠勤する者もいるようですが、シールでの検査ではこのようなリスクを低減できるようです。

労務面における薬物対策は、麻薬常習者の早期発見によってほかの従業員への波及を防ぐことに尽きます。工場のラインリーダーが麻薬常習者で、チーム内のほかの従業員を麻薬に巻き込んでいたケースもあったようです。麻薬が蔓延してしまいますと、生産現場の品質等が劣化するだけでなく、麻薬欲しさに会社の物品を盗んで換金するといった風紀の乱れを招く恐れもあります。抜き打ち検査には費用はかかりますが、必要経費と認識して取り締まっていく必要はあると思われます。

#### (5) タイの小売業での商慣行の特徴を教えてください。

タイの小売業の商慣行は日本とほぼ同じといわれ、小売側が、販売目標の達成度合いを基にした達成リベートや店舗内での目立つ場所を確保するためのスペース・フィー等を、メーカー側から受け取っています。勿論、リベート等の設定は契約条件次第ではありますが、現地の日系企業にヒアリングしたところ、総じて、日本に比べこれらの商慣行にかかる料率は高いようです。言い換えると、タイの小売企業は商品が回転（販売）しなくても利益が確保できるビジネスモデルを構築しているとも言えます。

一方で、メーカー側の力が強い一面も有しています。例えば、小売側がメーカーから仕入れた商品の決済期間は45日が多いようですが、中には日本より短く、2週間から3週間での決済を求められるケースもあるようです。更に、小売側はメーカーや卸売業者の納品率の低さ（70～90%）に悩まされています。小売企業にとっては納品率の低さは販売機会のロスというリスクを抱えることになるので、上述の高いリベート等の料率は、低い納品率をカバーするための方策と考えることもできます。

(6) タイの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、タイにはバンコクとシラチャに日本人学校があります。日本人学校は小学1年生から中学3年生が受入対象となります。在籍生徒数についてはバンコク日本人学校が2,628名（2019年4月時点）、シラチャ日本人学校が503名（同年4月時点）となっています。また、北部のチェンマイと南部のプーケットには、日本人補修授業校があります。

（ウェブサイト）

バンコク、シラチャ日本人学校：<http://www.tjas.ac.th/>

医療面については、外務省のウェブサイト上に、「世界の医療事情」として、タイの衛生・医療事情、罹患しやすい病気や怪我、予防接種（ワクチン接種機関を含む）、病気になった場合の医療機関等の情報が掲載されています（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>）。医療機関の情報は、バンコク、バンコク周辺部（パタヤ、シラチャ、ホアヒン）、北部（チェンマイ、チェンライ、ピサヌローク、スコータイ）、東北部（ノンカーイ、ウドーンターニー、コーンケン、ナコンラーチャシーマ、ウボンラーチャターニー）、南部（プーケット島、サムイ島、ハジヤイ、スラタニ）に立地する機関が対象となっています。

現地調査時に日本人駐在員にヒアリングすると、バンコクや北部チェンマイでは医療レベルが高いとの意見がありました。バンコクでは、バンコク病院（Bangkok Hospital）、サミティヴェート病院（Samitivej Sukhumvit Hospital）、バムルンラード国際病院（Bumrungrad International Hospital）が3大病院と言われ、これらの病院では日本人専用外来や日本語の通訳スタッフを常駐させていることから、日本人駐在員やその家族の利用も多いようです。

娯楽に関しては、日本人の駐在員の場合はゴルフが多いようです。また、駐在員の家族向けでは、ゴルフだけでなく、テニス、水泳、ヨガ、フィットネス等習い事の選択肢も多く、東南アジア諸国の中では比較的充実しているといわれています。

食事面でも、タイは他の東南アジア諸国と比べるとストレスは少ない国のようです。2009年にシラチャに日本人学校が開校するまでは日本食レストランはバンコク都市圏に集中していましたが、近年はシラチャにも日本食レストラン、日系外食チェーン店が進出しています。イオンの食品スーパー「マックスバリュ（Maxvalu）」やその小型店「マックスバリュ タンジャイ（Maxvalu Tanjai）」等では生鮮食品や調理済み食品が販売されており、日本とほぼ同類の食材が入手可能です。一方、バンコクやシラチャ等の日系企業の集積地以外では、食事面の快適性は多少低下します。

## (7) タイの治安に関する情報はどこで入手できますか？

全国的な治安・災害・疾病等に関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ ([http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\\_007.html#ad-image-0](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_007.html#ad-image-0)) または在タイ日本国大使館 ([http://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)) ホームページで入手可能です。

当該ホームページには在タイ日本大使館領事部と在チェンマイ日本国領事館が作成した「タイでの安全のしおり」(<http://www.th.emb-japan.go.jp/files/000207735.pdf>) も掲載されています。また、渡航前に外務省のたびレジ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) に連絡先を登録すると、緊急時に情報提供を受けることができます。